

第22期第14回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年2月16日（木） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

資料1

(2) 潜水器漁業の新規着業について（協議）

資料2

(3) 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について（協議）

資料3

(4) 筑前海区における漁業権免許の漁場計画（素案）に係る意見聴取の結果について（報告）

資料4

(5) 第22期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会について（報告）

資料5

(6) その他

4 追 加 議 題

(1) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（報告）

追加資料1

4水第3851号

令和5年2月15日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「するめいか」及び「くろまぐろ(小型魚)」、「くろまぐろ(大型魚)」の令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量が示されたことを受け、「するめいか」及び「くろまぐろ(小型魚)」、「くろまぐろ(大型魚)」に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即し、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和5年4月1日より令和5管理年度が開始される「するめいか」及び「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第16条第2項の規定※に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・福岡県資源管理方針で、「するめいか」及び「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」の都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準を下記のとおりとしている。

○都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準

するめいか：全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分

くろまぐろ（小型魚）：全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分

くろまぐろ（大型魚）：全量を福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分

- ・今回、対象魚種の令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量は下表のとおり示されたことから、福岡県資源管理方針に即し、「するめいか」及び「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」の令和5管理年度の知事管理漁獲可能量を下表のとおり設定することとしたい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和5管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
			知事管理区分	配分数量
するめいか	4/1～3/31	現行水準	福岡県するめいか 知事管理区分	現行水準
くろまぐろ (小型魚)	4/1～3/31	10.8トン	福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分	10.8トン
くろまぐろ (大型魚)	4/1～3/31	7.9トン	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分	7.9トン

下線部：今回諮問事項

【別紙】

- ・資料 1-3 知事管理用各可能量に係る告示案
- 資料 1-4 都道府県別漁獲可能量に係る通知
- 資料 1-5 福岡県資源管理方針（抜粋）

告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、するめいか及びくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
するめいか	現行水準	福岡県するめいか 知事管理区分	現行水準
くろまぐろ (小型魚)	10.8 t	福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分	10.8 t
くろまぐろ (大型魚)	7.9 t	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分	7.9 t

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)
くろまぐろ (小型魚)	10.8 トン
くろまぐろ (大型魚)	7.9 トン

4 水管第 3412 号
令和 5 年 2 月 14 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.09%	100トン未満

(注記) 基本シェアの算定期間(すけとうだらは平成 29 年から令和元年、するめいかは平成 30 年から令和 2 年)の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県するめいか知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102隻とする。

潜水器漁業の新規着業について

1. 申請者

ひびき灘漁業協同組合藍島支所 組合員 1 名

2. 許可枠

潜水器漁業許可方針 1 (1) のうち、ひびき灘地区 (旧藍島) に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	34 隻
現許可数	10 隻
今回申請	1 隻
合計	11 隻

3. 漁業を営む者の資格

潜水器漁業許可方針 1 (4) に定める内容について満たしている。

潜水器漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対して行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
北九州地区 (旧脇之浦)	19	北九州市若松区
北九州地区 (旧平松)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧長浜)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧若松(旧戸畑含む))	2	北九州市若松区
北九州地区 (旧大里)	3	北九州市門司区
北九州地区 (旧旧門司)	2	北九州市門司区
<u>ひびき灘地区</u> (旧藍島)	<u>34</u>	<u>北九州市小倉北区</u>
ひびき灘地区 (旧岩屋(組合自営))	2	北九州市若松区
ひびき灘地区 (旧脇田(組合自営))	2	北九州市若松区
糸島地区 (旧野北(組合自営))	2	糸島市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

別表のとおり

(4) 漁業を営む者の資格

- ・当該地区漁業権管理委員会の同意のある者
- ・潜水夫は、申請者本人又は同一家族の者若しくは同一漁業協同組合員で、潜水士免許の資格を有する者

2 潜水夫の人数制限（組合経営の場合は適用しない。）

許可船1隻当たりの潜水夫の人数は最高2名までとする。

3 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

4 条件

別表のとおり

5 申請書の添付書類等

(1) 個人経営の場合

- ① 申請一覧表
- ② 従事者名簿（様式1）
- ③ 本人及び従事者全員の住民票
- ④ 潜水夫の写真2枚（上半身 縦35mm、横25mm）
- ⑤ 潜水士免許保有の証明（免許証の写し）

※なお、令和2年11月30日現在において当該許可を受けている者のうち、潜水夫が潜水士免許を有しない場合は、⑤に替えて次の書類の提出でよいこととするが、当該取り扱いはその許可名義人1代限りとする。

- ・潜水士免許試験受験準備講習会の受講修了証の写し
- ・潜水作業（縄取り）特別講習会の受講修了証の写し

- ⑥ 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

(2) 漁業協同組合経営の場合

上記（1）の他、次に掲げる書類を提出すること

- ⑦ 漁業協同組合の定款
- ⑧ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面

6 新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する措置

新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する許可については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

7 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、別途示す様式により毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年9月29日から施行する。

（別表の条件のうち、藍島支所、長浜支所の区域拡大、筑共第16, 19, 20号関係漁協・支所の区域表記変更、除外区域の包含）

（別表・様式略）

山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書（案）

山口、福岡両県の沖合海域におけるいかつり漁業の操業調整について覚書を交わし、両県いかつり漁業者の円滑な操業を図ろうとするものである。

1 目的

この覚書は山口、福岡県における許可等の適用海域で操業するいかつり漁業者が、それぞれの漁業調整規則、委員会指示あるいは許可方針等の諸規制を遵守し、秩序ある操業を確立することを目的とする。

2 基線

この覚書に定める海域を表示する基線は、次のとおりとする。

(1) A 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒（日本測地系：北緯 34 度 2 分 26 秒、東経 130 度 48 分 5 秒）の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、B 線と交わる点（以下、「A 点」という。）以東の線

(2) B 線

福岡県宮若市犬鳴山山頂と福岡県宗像市地ノ島西端とを結ぶ線の延長線のうち、A 点以北の線

(3) C 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、A 点以西の線

(4) D 線

福岡県宗像市沖ノ島北端と長崎県対馬市長崎鼻とを結ぶ線のうち、E 線と交わる点（以下、「B 点」という。）以東の線

(5) E 線

次のイ、ロを結ぶ線の延長線のうち B 点以北の線

イ 長崎県対馬市対馬黒島灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

ロ 長崎県対馬市舌埼灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

3 許可等の適用海域

いかつり漁業の許可等にかかる両県知事の適用海域は、それぞれ次のとおりとする。ただし、両県適用海域が重複する海域は共通海域とし、4 の共通海域の取扱いに基づき処理するものとする。

(1) 山口県

A線、C線、D線及びE線の以東、以北の海域とする。ただし、福岡県宗像市沖ノ島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域を除く。

(2) 福岡県

A線及びB線の以西、以南の海域とする。

4 共通海域の取扱い

(1) 集魚灯に使用できる電球の総設備容量の上限は、45キロワットとする。ただし、山口県知事の許可を得た小型いかつり漁船がいかつり漁業の禁止区域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条別表第4のいか釣り漁業に係る禁止区域）以外の海域で操業する場合は、この限りではない。

(2) 山口、福岡両県のいかつり漁船の光力差により操業上の問題が生じた際は、両県は船間距離等の具体的な対策について誠意をもって協議を行うものとする。

(3) 取り締まりは両県で協調しながら行うものとし、その取り決めについては別途協議の上、定めるものとする。

5 有効期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

この覚書の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

以上のとおり双方の意見の一致を見たので、本書2通を作成の上、両県でそれぞれ保有する。

令和4年3月29日

令和5年3月23日

山口県農林水産部水産振興課長

中村 圭吾

澁谷 賢司

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

中原 亨

上妻 智行

付 帯 事 項

令和4年3月29日

令和5年3月23日に締結された「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」4の共通海域の取扱い(3)に基づき、共通海域における漁業取り締まりに関する付帯事項として次のことを定める。

- 1 共通海域の取り締まりは、山口県及び福岡県が行う。
- 2 山口県及び福岡県の漁業者には、所属県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は所属県が処理する(事件引継を含む)。
- 3 山口、福岡以外の県の漁業者には、取り締まり県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は取り締まり県が処理する。
ただし、山口、福岡いずれかの県の許可を受けた漁業者には、許可県の関係法令を適用し、違反者は許可県が処理する(事件引継を含む)。

令和4年3月29日

令和5年3月23日

山口県農林水産部水産振興課長

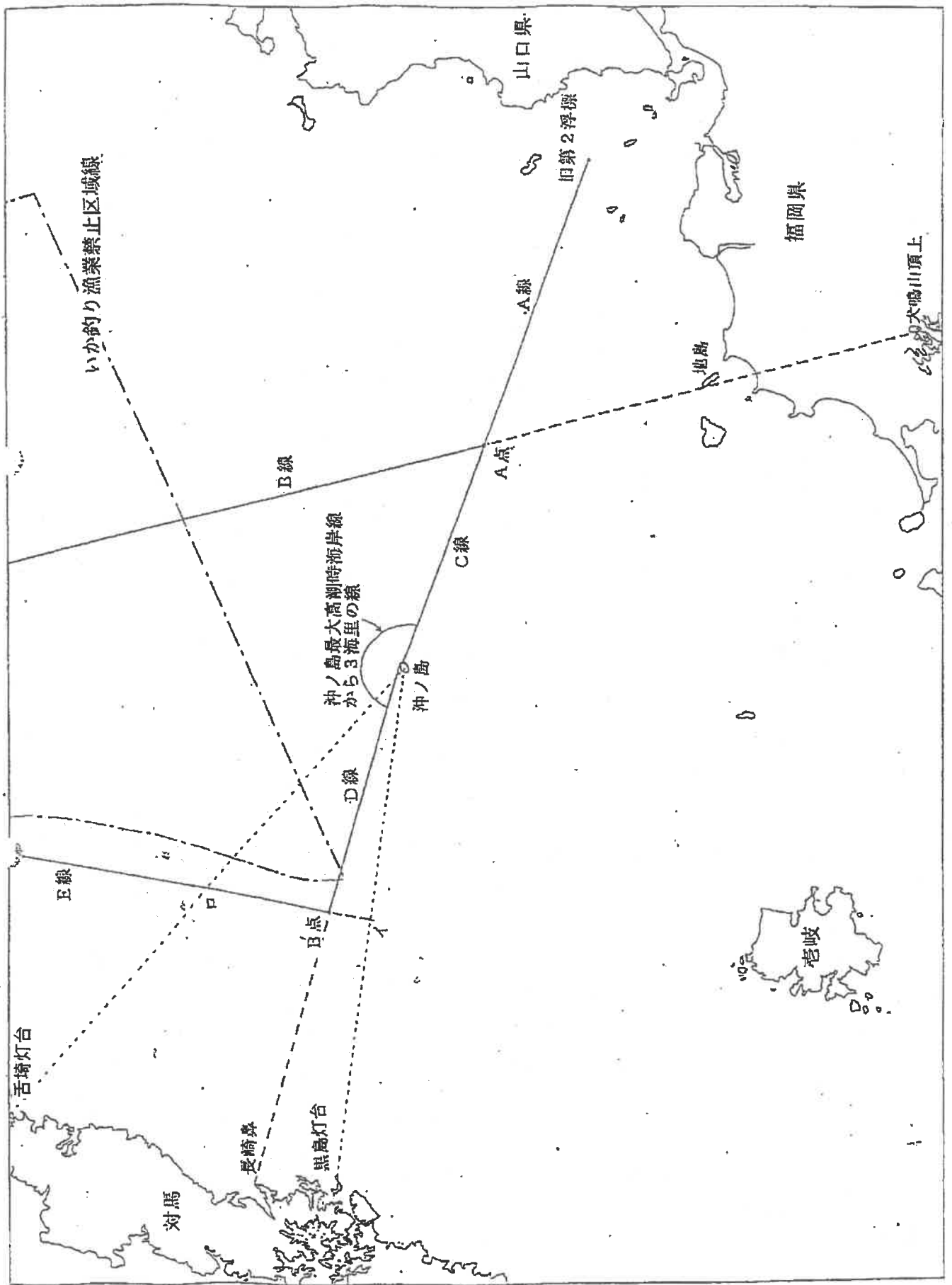
中村 圭吾

澁谷 賢司

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

中原 亨

上妻 智行



[トップページ](#) > [しごと・産業・観光](#) > [水産業](#) > [漁業と遊漁のルール](#) > [筑前海区漁場計画の素案に関する意見募集の結果について](#)

筑前海区漁場計画の素案に関する意見募集の結果 について

更新日:2023年2月8日更新

筑前海区漁場計画の素案に関する意見募集の結果について

筑前海区では、全ての漁業権の存続期間が令和5年8月31日で満了することから、漁業権の一斉切替えに向け、漁業法(昭和24年法律第267号)第62条に基づく海区漁場計画の作成を予定しています。このため、同法第64条第1項の規定に基づき当該海区において利害関係人からの意見を募集しましたので、同条第2項の規定により結果を公表します。

1 意見募集の対象

筑前海区漁場計画の素案

2 意見募集の結果

ご意見の提出はありませんでした。

3 意見を募集した漁場計画の素案等の資料

[筑前海区漁場計画素案 \[PDFファイル/300KB\]](#)

[筑前海区共同・区画・定置漁場図 \[PDFファイル/1.68MB\]](#)

4 意見を募集した期間

令和4年12月16日(金)から令和5年1月16日(月)まで

第22期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和5年1月31日（火）14：00～

場所：唐津市近代図書館 4階会議室

（佐賀県唐津市新興町23番地）

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）

資料1（3～9頁）

（2）福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について（協議）

資料2（10頁）

（3）佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）

資料3（11～15頁）

（4）第38回筑肥漁場協議会 福岡佐賀いかかご漁業協定書の有効期間延長について（報告）

資料4（16～19頁）

（5）その他

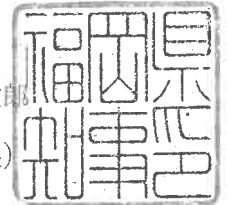
3 閉 会

4 漁管第 4 7 6 7 号

令和 5 年 2 月 1 0 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、筑前海区漁協から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき報告します。



令和3年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実使用者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第1号	第1.2種	(略)	佐賀県境～糸島市地先	糸島	野北を除く全支所	団体	335	536	○	適切かつ有効
共同	筑共第2号	第1.2種	(略)	烏帽子島(糸島市沖)周辺	糸島	野北を除く全支所	団体	335	34	○	適切かつ有効
共同	筑共第3号	第1.2種	(略)	糸島市～福岡市西区地先	糸島	野北	団体	40	35	○	適切かつ有効
共同	筑共第3号	第1.2種	(略)	糸島市～福岡市西区地先	福岡市	西浦、唐泊	団体	97	38	○	適切かつ有効
共同	筑共第4号	第1.2種	(略)	灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺	糸島	野北	団体	40	40	○	適切かつ有効
共同	筑共第5号	第1.2種	(略)	長間礁(福岡市西区西浦沖)周辺	福岡市	西浦	団体	62	18	○	適切かつ有効
共同	筑共第6号	第1.2種	(略)	福岡市西区玄界島周辺	福岡市	玄界島	団体	96	50	○	適切かつ有効
共同	筑共第7号	第1.2種	(略)	福岡市西区小呂島周辺	福岡市	小呂島	団体	47	15	○	適切かつ有効
共同	筑共第8号	第1.2種	(略)	福岡湾周辺	福岡市	能古、姪浜、伊崎、福岡、福岡、奈多、志賀島	団体	197	88	○	適切かつ有効
共同	筑共第9号	第1.2種	(略)	福岡市東区志賀島～古賀市地先	福岡市	奈多、志賀島、弘	団体	104	63	○	適切かつ有効
共同	筑共第9号	第1.2種	(略)	福岡市東区志賀島～古賀市地先	福岡市	新宮	団体	4	2	○	適切かつ有効
共同	筑共第10号	第1.2種	(略)	新宮町相島周辺	新宮相島	相島	団体	55	43	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1.2種	(略)	栗ノ上礁周辺	福岡市	奈多、志賀島、弘	団体	104	104	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1.2種	(略)	栗ノ上礁周辺	新宮相島	相島、新宮	団体	59	4	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1.2種	(略)	栗ノ上礁周辺	宗像	津屋崎	団体	32	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第12号	第1.2種	(略)	宗像市地先	宗像	津屋崎、神湊、鐘崎、大島、地島	団体	432	294	○	適切かつ有効
共同	筑共第13号	第1.2種	(略)	宗像市沖ノ島周辺	宗像	津屋崎、神湊、鐘崎、大島、地島	団体	432	29	○	適切かつ有効
共同	筑共第14号	第1.2種	(略)	岡垣町、芦屋町、若松区地先	遠賀	波津、芦屋、相原	団体	73	83	○	適切かつ有効
共同	筑共第14号	第1.2種	(略)	岡垣町、芦屋町、若松区地先	ひびき灘	岩屋	団体	49	85	○	適切かつ有効
共同	筑共第15号	第1.2種	(略)	波津白瀬周辺	遠賀	岩屋	団体	16	13	○	適切かつ有効
共同	筑共第16号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	ひびき灘	波津	団体	31	33	○	適切かつ有効
共同	筑共第16号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	北九州市	脇田	団体	99	53	○	適切かつ有効
共同	筑共第17号	第1.2種	(略)	北九州市若松区白島周辺	ひびき灘	脇之浦、若松	団体	31	17	○	適切かつ有効
共同	筑共第17号	第1.2種	(略)	北九州市若松区白島周辺	北九州市	脇田	団体	99	85	○	適切かつ有効
共同	筑共第18号	第1.2種	(略)	北九州市小倉北区馬島、藍島周辺	ひびき灘	脇之浦	団体	90	359	○	適切かつ有効
共同	筑共第18号	第1.2種	(略)	北九州市小倉北区馬島、藍島周辺	北九州市	藍島	団体	119	185	○	適切かつ有効
共同	筑共第19号	第1.2種	(略)	北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先	ひびき灘	平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	90	18	○	適切かつ有効
共同	筑共第19号	第1.2種	(略)	北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先	北九州市	藍島	団体	119	383	○	適切かつ有効
共同	筑共第20号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	ひびき灘	脇田、藍島	団体	121	41	○	適切かつ有効
共同	筑共第20号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	北九州市	脇之浦、若松、平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	218	434	○	適切かつ有効
共同	筑共第21号	第1.2種	(略)	洞海湾湾口付近	〃	脇之浦、若松	団体	99	44	○	適切かつ有効
共同	筑共第101号	第3種	つさいそ	福岡市西区能古島地先	福岡市	能古	団体	25	8	○	適切かつ有効
共同	筑共第102号	第3種	つさいそ	福岡市西区能古島地先	〃	能古	団体	25	8	○	適切かつ有効
共同	筑共第103号	第3種	つさいそ	福岡市東区志賀島地先	〃	弘	団体	34	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第104号	第3種	つさいそ	福岡市東区志賀島地先	〃	弘	団体	34	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第105号	第3種	つさいそ	福岡市西区玄界島地先	〃	玄界島	団体	96	4	○	適切かつ有効

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使用者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第106号	第3種	つきいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	96	4	○	適切かつ有効
共同	筑共第107号	第3種	つきいそ	福岡市西区玄界島地先	"	玄界島	団体	96	4	○	適切かつ有効
共同	筑共第108号	第3種	つきいそ	福岡市東区奈多地先	"	奈多	団体	15	7	○	適切かつ有効
共同	筑共第109号	第3種	つきいそ	福岡市東区奈多地先	"	奈多	団体	15	7	○	適切かつ有効
共同	筑共第110号	第3種	つきいそ	福岡市東区奈多地先	"	奈多	団体	15	7	○	適切かつ有効
区画	筑区第1号	第1種	のり	糸島市加布里地先	糸島	加布里	団体	18	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第2号	第1種	のり	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市	姪浜	団体	49	9	○	適切かつ有効
区画	筑区第3号	第1種	のり	福岡市西区姪浜室見川沖	"	姪浜	団体	49	9	○	適切かつ有効
区画	筑区第101号	第1種	わかめ	糸島市二丈鹿家地先	糸島	福吉	団体	60	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第102号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎内	"	深江	団体	9	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第103号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎南	"	深江	団体	9	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第104号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	44	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第105号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	"	志賀島	団体	休業	休業	休業	合理的理由有
区画	筑区第106号	第1種	わかめ	福岡市東区弘地先	"	弘	団体	20	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第107号	第1種	わかめ	福岡市東区勝馬地先	"	弘	団体	20	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第108号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	"	志賀島	団体	休業	休業	休業	合理的理由有
区画	筑区第109号	第1種	わかめ	福岡市津屋崎新川地先	宗像	津屋崎	団体	23	0	○	合理的理由有
区画	筑区第110号	第1種	わかめ	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市	馬島	団体	18	0	○	合理的理由有
区画	筑区第111号	第1種	わかめ	北九州市小倉北区馬島地先	"	馬島	団体	18	0	○	合理的理由有
区画	筑区第112号	第1種	わかめ	北九州市門司区大里地先	"	大里	団体	24	9	○	適切かつ有効
区画	筑区第113号	第1種	わかめ	福岡市東区箱崎地先	福岡市	箱崎	団体	10	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第114号	第1種	わかめ	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	60	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第115号	第1種	わかめ	糸島市志摩岐志地先	"	岐志	団体	23	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第201号	第1種	小割式魚類	糸島市志摩船越地先	"	船越	団体	89	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第202号	第1種	小割式魚類	宗像市大島避難港南	宗像	大島	団体	98	40	○	適切かつ有効
区画	筑区第203号	第1種	小割式魚類	宗像市鐘崎地先	"	鐘崎	団体	214	65	○	適切かつ有効
区画	筑区第204号	第1種	小割式魚類	宗像市大島地先	"	大島	団体	98	40	○	適切かつ有効
区画	筑区第205号	第1種	小割式魚類	糸島市姫島地先	糸島	姫島	団体	38	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第301号	第1種	かき	糸島市二丈松末地先	"	加布里	団体	18	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第302号	第1種	かき	糸島市志摩船越地先	"	船越	団体	89	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第303号	第1種	かき	糸島市志摩岐志地先	"	岐志	団体	13	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第304号	第1種	かき	糸島市志摩野北地先	"	野北	団体	40	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第305号	第1種	かき	糸島市志摩船越地先	"	船越	団体	89	16	○	適切かつ有効
区画	筑区第306号	第1種	かき	糸島市志摩岐志地先	"	岐志	団体	13	13	○	適切かつ有効
区画	筑区第307号	第1種	かき	福岡市西区能古地先	福岡市	能古	団体	25	3	○	適切かつ有効
区画	筑区第308号	第1種	かき	福岡市東区志賀島地先	"	志賀島	団体	44	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第309号	第1種	かき	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市	脇之浦	団体	77	77	○	適切かつ有効
区画	筑区第310号	第1種	かき	福岡市津屋崎地先	宗像	津屋崎	団体	16	16	○	適切かつ有効
区画	筑区第311号	第1種	かき	福岡市西区宮浦地先	福岡市	唐泊	個別	16	16	○	適切かつ有効
区画	筑区第312号	第1種	かき	福岡市西区宮浦地先	福岡市	唐泊	個別	16	16	○	適切かつ有効
区画	筑区第313号	第1種	かき	糸島市二丈深江地先	糸島	深江	団体	9	2	○	適切かつ有効

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
区画	筑区第314号	第1種	かき わかめ・あかもく	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市	脇之浦	団体	77	77	○	適切かつ有効
区画	筑区第401号	第1種	あわび	宗像市大島地先	宗像	大島	団体	98	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第501号	第1種	ふとももづく	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	96	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第602号	第1種	ふとももづく	宗像市地島地先	宗像	地島	団体	10	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第701号	第1種	わかめ・ふとももづく	宗像市地島地先	宗像	地島	団体	10	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第801号	第1種	こんぶ	糸島市志摩芥屋地先	糸島	芥屋	団体	5	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第901号	第1種	真珠母貝	糸島市志摩芥屋地先	糸島	芥屋	団体	26	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第902号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	59	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第903号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	59	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第904号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	59	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第905号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	59	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第906号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	59	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第907号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	59	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第1001号	第1種	真珠	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	59	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第1101号	第1種	かき・魚類	宗像市鐘崎地先	宗像	鐘崎	個別	214	23	○	適切かつ有効
区画	筑区第1102号	第1種	かき・魚類	宗像市地島豊岡地先	宗像	地島	団体	30	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第1103号	第1種	かき・魚類	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	60	6	○	適切かつ有効